

第3期スポーツ基本計画 中間報告素案へのコメント

経済産業省

今後スポーツ庁とともに、①経済のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進む時代におけるトップスポーツと地域スポーツの資金循環・人材循環による「スポーツ経済の発展」、②スポーツ施設業・スポーツ教授業などが運営する民間スポーツクラブの参画も通じた「学校部活動の円滑な地域移行」による子供の豊かなスポーツ環境を実現する観点から、以下3点をコメントしたい。

① DX（デジタルトランスフォーメーション）時代のスポーツ産業の「稼ぐ基盤」づくり

- DXによる世界のスポーツ産業構造の転換期に、日本のトップスポーツもコンテンツやスタッツデータを価値の源泉とした収益モデルの構築が急務だが、出遅れた状態。
- 素案P22やP34にNFT（Non Fungible Token）などの具体の記載もあるが、その前提として、当省とスポーツ庁で共催している「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」で議論している、映像・ゲーム等のコンテンツや選手のスタッツデータ等からの収益の根拠となる権利関係の整理や、リーグやクラブや選手に対する契約モデル等の提示も、まず喫緊の重要課題ではないか。

② 学校部活動の地域移行に際しての大会の在り方の見直しと、学校部活動の位置づけについて

- 民間スポーツクラブが学校部活動の地域移行の受け皿になるに際しては、受け入れる生徒たちの大会参加資格が大きなボトルネックになる。現在ほとんどの競技大会における「原則・学校単位での出場」という参加資格の制約を見直し、学校以外の民間スポーツクラブであろうと、運営主体の区別なく参加を歓迎することを競技団体が表明することが重要なポイント。
- そのためにも、P28にある「学習指導要領における部活動の位置づけの見直し」のみならず、そもそも学校部活動の機能は「学校教育としても担いうる、社会教育」であり、その運営主体には本来的には様々な可能性がある活動であることを明確にしてはどうか。

③ 教員の兼職・兼業の在り方について

- 民間スポーツクラブが部活動の地域移行の受け皿となるに際して十分な指導者を確保するという観点から、現行の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」に示された「雇用契約」を前提としたモデルのみならず、民法上の業務委託契約なども含めた実効性のある兼職・兼業体制の構築・普及も必要ではないか。